

## 総務委員長報告

令和5年2月定例会（3月3日）

総務委員長報告をいたします。

今定例会において総務委員会に付託されました議案のうち、既に2月13日に報告いたしましたものを除く議案の審査結果等について報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、「島根県県税条例等の一部を改正する条例」など条例案9件、「包括外部監査契約の締結について」の一般事件案1件、「令和5年度島根県一般会計予算」など予算案11件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれの議案も全会一致をもって、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

次に、議案の審査過程における執行部からの説明、委員からの質疑、意見等のうち主なものについて報告いたします。

まず、第5号議案「令和5年度島根県一般会計予算」についてであります。

防災部所管分の「消防職員・消防団員活動強化事業」について、委員から、消防団員の多くは地域外で勤務しており、平日の昼間に火災が発生しても迅速に駆けつけることが難しい状況である。そのため企業団地等の立地企業に地域の消防団を支援してもらえるような仕組みづくりを検討してはどうかとの意見がありました。これに対して執行部からは、消防団員の被用者率が高くなり、現場にいち早く駆けつけ初期消火を担うことが以前より困難になっている面があり、ご意見の企業団地等の立地企業に消防団協力事業所になっていただく取組について市町村と協議していきたい。また消防本部によっては消防団員に求める役割を改めて検討しているところもあることから、そうした動向も注視しながら、市町村と協力して取り組んでいきたいとの回答がありました。

次に、地域振興部所管分の「中山間地域総合対策推進事業」について、委員から、今後は、生活機能の維持・確保を旧市町村単位で取り組むことを検討されていると思うが、既に存続が危ぶまれている地域もある中で、次期中山間地域活性化計画では、旧市町村単位よりもっと大きな枠組みで、どのような施設が必要であり、それをどのような地域単位で守っていくのかを具体的に示せるようにスピード感を持って取り組んでほしいとの意見があり、執行部からは、来年度行う実態調査の結果や市町村の方針等を踏まえて考えていきたいとの回答がありました。

また別の委員からは、島根県の小さな拠点構想の考え方では、構想が実現する前に

中山間地域の集落が成り立たなくなることを危惧する。このままでは、限界集落が消滅し、海岸部の各市に集約する姿が現実の問題として見えてくる。島根が存続するうえで、ここまで守るといふ将来像を示していかなばならないと思うがどうかとの質問があり、執行部からは、小さな拠点の捉え方について、国はコンパクトシティの方向性だが島根は違うイメージで取り組んでいる。現在、旧市町村単位で生活機能はある程度維持されているので、これを残すために何をしていくのかよく考え、残すことによって地域に住み続けてもらえるように取り組んでいきたいとの回答がありました。

次に、第49号議案「令和4年度島根県一般会計補正予算（第11号）」についてであります。

総務部所管分の「私立高等学校等就学支援事業」について、委員から、予算が減額補正となっているが、授業料減免の対象者以外でも負担を感じている方はいると思うので、申請要件を見直し、対象者が広がるよう方策を考えるべきではないかとの意見がありました。これに対して執行部からは、現在の国の制度となつてから年数が浅く、対象者数も年度間で増減しているため、もう少し推移を確認していきたいとの回答がありました。

次に、委員から、特に警察においては、措置された予算により、十分に警察力を高めることが県民の要望に応えることだと思つるので、予算を節約して返納するよりも工夫して予算の執行にあたってほしいとの意見があり、執行部からは、警察力を高めるため、措置された予算は有効に活用するよう努めていきたいとの回答がありました。

次に、請願の審査結果について報告いたします。

このたび新規に提出された請願第50号は、島根県議会において平成25年6月26日付で決議された「日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める意見書」を無効とする決議を求めるもので、令和4年5月定例会から令和4年11月定例会において審査し、「不採択」とした請願と同趣旨のものであります。

本請願については、日本政府は河野談話の見直しなどを考えていない。また、島根県議会の意見書は、女性の人権、人間の尊厳にかかる問題として、河野談話に基づく我が国の誠意ある対応を求めて決議したものであることから、河野談話が踏襲される以上は、無効とする必要はない、などの理由から、「不採択」とすべきとの審査結果でありました。

次に、継続審査中の請願第6号及び第19号は私学への助成、並びに第15号は県立大学への栄養学系大学院の新設を求めるものであります。いずれも状況に大きな変化がなく、現時点では結論に至る状況にないとの理由から、「審査未了」とすべきとの審査結果でありました。

次に、報告事項など所管事項調査における質疑、意見等のうち主なものについて申し上げます。

まず、政策企画局所管事項についてであります。

委員から、島根県のホームページでは、現在でも新型コロナに関する情報がまだ前面に出ているが、他の都道府県では全体の中の一項目として掲載されているところも増えてきている。島根県においても新型コロナに関する情報は一通り周知されたと思うので、これからは移住定住や観光などの情報を前面に出すよう見直してはどうかとの意見がありました。これに対して執行部からは、3月13日からマスク着用は自主判断となることや、5月8日から感染症法上の位置づけも5類に移行するという状況、そして県民の関心の変化なども踏まえ、掲載方法の見直しを検討していきたいとの回答がありました。

次に、地域振興部所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「地域おこし協力隊員募集・受入支援モデル事業の実施状況について」では、委員から、募集に対し現時点では応募がない地域もあるとのことだが、応募してもらうには、基本の収入以外に地域手当のようなものを加算するなど収入要件を見直してはどうかとの意見があり、執行部からは、手当を加算することは市町村の判断で可能であるが、収入要件の拡充以外の方法で多数の応募者を集めている市町村もあるので、まずは、そのような取組を参考にし、募集方法について工夫することから検討していきたいとの回答がありました。

以上、総務委員会における審査の概要等を申し述べ、委員長報告といたします。